(42)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(A)　一年目については、千トン
(B)　二年目については、千四百トン
(C)　三年目については、千八百トン
(D)　四年目については、二千二百トン
(E)　五年目については、二千六百トン
(F)　六年目については、三千トン
(G)　七年目については、三千四百トン
(H)　八年目については、三千八百トン
(I)　九年目については、四千二百トン
(J)　十年目については、四千六百トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、五千トン
(ii)　枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。
(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(b)　表の5欄に「(42)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
(43)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(A)　一年目については、八十トン
(B)　二年目については、八十八トン
(C)　三年目については、九十六トン
(D)　四年目については、百四トン
(E)　五年目については、百十二トン
(F)　六年目については、百二十トン
(G)　七年目については、百二十八トン
(H)　八年目については、百三十六トン
(I)　九年目については、百四十四トン
(J)　十年目については、百五十二トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、百六十トン
(ii)　枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
(b)　表の5欄に「(43)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(44)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(A)　一年目については、八千六百トン
(B)　二年目については、一万六千三百四十トン
(C)　三年目については、二万四千八十トン
(D)　四年目については、三万千八百二十トン
(E)　五年目については、三万九千五百六十トン
(F)　六年目については、四万七千三百トン
(G)　七年目については、五万五千四十トン
(H)　八年目については、六万二千七百八十トン
(I)　九年目については、七万五百二十トン
(J)　十年目については、七万八千二百六十トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、八万六千トン
(ii)　枠内税率は、無税とする。
(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(b)　表の5欄に「(44)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
(45)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(A)　一年目については、千百トン
(B)　二年目については、千四百二十トン
(C)　三年目については、千七百四十トン
(D)　四年目については、二千六十トン
(E)　五年目については、二千三百八十トン
(F)　六年目及びそれ以降の各年については、二千七百トン
(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。
(A)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。
(B)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。
(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
(b)　表の5欄に「(45)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
(46)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(A)　一年目については、五千三百トン
(B)　二年目については、五千六百トン
(C)　三年目については、五千九百トン
(D)　四年目については、六千二百トン
(E)　五年目については、六千五百トン
(F)　六年目については、六千八百トン
(G)　七年目については、七千百トン